

中国における個人所得税改革と格差是正について

袁 志海*

China's Personal Income Tax Reform and the Disparity

Zhihai Yuan*

中国における個人所得税改革と格差是正について

袁 志海*

China's Personal Income Tax Reform and the Disparity

Zhihai Yuan*

Received December 2, 2015

Abstract

Based on the grouped income data of urban residents, published by China's National Bureau of Statistics of China, this paper analyzes the impact of China's individual income tax reform on the income gap. This paper draws a surprising conclusion after analysis, that is, the role of the current personal income tax policy of China is only to increase the national tax. As a result, the redistribution processes, such as personal income tax and social security system, do not improve the income distribution of urban residents, but instead make the income gap even wider.

Key Words

personal income tax reform, income redistribution, Gini coefficient, income disparity of urban households

はじめに

中国では、対外開放と経済改革政策によって約三十年にわたる高い経済成長を成し遂げることができ、国民生活に大幅な改善と向上が見られた。その反面、平均的所得水準が高くなるにつれ、所得格差は拡大する一途をたどり大きな社会問題となってきている。

所得分配が平等かどうかを表すシンプルな指標として、一般にジニ係数が使われている。ジニ係数はイタリアの統計学者コッラド・ジニによって考案されたもので、0 から 1 までの間の数値一つで一国の所得分布の結果をわかりやすく反映し、0 に近ければ国民が平均的に所得を得ており完全平等に近いことを意味し、逆に、1 に近いほど格差が大きいという。また、一般的にジニ係数が 0.4 以上になると、所得分配の不平等がゆえに社会矛盾が激化し、騒乱が起きても不思議ではない、という共通認識もある。

しかし、中国では長い間、統計当局によってジニ係数を計算し公表する体制ができていなかった。かつて、中国国家统计局は 1 回だけ 2000 年のジニ係数を 0.412 と推計し発表したのが、内外の研究者の推計結果と比べると明らかに過小評価されているといわれてきた。ちなみに、世界銀行は 2008 年の中国のジニ係数について 0.47 と推計している。

一方、学术界では様々な方法やルートで独自の調査や計算を行い中国のジニ係数を確認する

ことがブームとなったと言っても過言ではない。また、西南財経大学と中国人民銀行金融研究所の共同研究チームが独自の家計調査に基づいてまとめた『中国家庭金融調査報告書』において、2010年の全国のジニ係数を0.61と推計したことが内外のメディアに大きく注目され、日本においても2012年12月11日付の『日本経済新聞』ウェブ版に「中国の所得格差、危険域暴動頻発の背景に」というタイトルで取り上げられ、以来、所得分配や地域経済関連の学会でもしばしば議論を白熱化させてきた。

2013年初頭に、中国国家统计局が公式計算のジニ係数を2003年にさかのぼって一気に公表した。それによると、2003年から2012までの全国住民の所得格差を示すジニ係数はそれぞれ0.479、0.473、0.485、0.487、0.484、0.491、0.490、0.481、0.477、0.474と、2008年に0.491で最高をマークした後、近年は一貫して縮小傾向が見られるという。この発表を受けて、当然のことながら、一般国民のみならず多くの学者からも中国政府公表のジニ係数が低すぎて所得格差の実態を反映していないと疑問の声が上がり、政府発表のジニ係数が「信用できない」、ひいては中国政府がますます拡大している所得格差の実態をわざと隠そうとしている、という批判も相次いだ。

もっとも、西南財経大学の調査と国家统计局の推計に使われるデータは、サンプルの抽出方法も標本数も大きく異なっている。全国から40万世帯のサンプルを偏りのない方法で調査した国家统计局のデータに比べ、西南財経大学などの共同調査において全国25の省・直轄市・自治区からわずか8500世帯を県・村・世帯という三つの階層別に抽出するという方法が採られているため、その標本集団が母集団（＝中国全体の家計）における所得分布を正確に反映していないと考えられる。実際に、西南財経大の調査結果に関しては、サンプルが低所得層に偏っており、所得に占める賃金の比率が低すぎる、などの問題点が指摘されている。そのため、中国経済の専門家たちによるこの調査への評価は決して高いものとは言えない。

このように、所得格差問題は中国の抱える大きな社会問題として広く注目され、格差を生み出す原因の究明や格差を解消するための提言などをメインテーマとした研究が盛んに行われてきて、今なおホットな話題の一つに変わりはない。しかし、中国では市場経済が導入されてからすでに三十年以上経ており、所得の分配も市場メカニズムの一環として機能しながら健全化しつつあり、いまだに所得分配における不平等や格差問題を市場経済のもたらす歪みとして批判はできても、決して安易にそれを変えたり市場原理を否定することはできないであろう。言い換えれば、政府は市場原理によって決定される所得分配の仕組みを十分に尊重かつ認識したうえで、すべての働く者に対して公平かつ平等な機会を保障しつつ、また市場競争によってもたらされる歪みや行き過ぎを適宜に修正し、所得分配をとり囲む外部環境とりわけ関連法規の整備と改善を怠ってはならないのである。

個人所得税の所得格差に対する調整効果に関する先行研究は数多くあるが、明白な結論を打ち出している文献は決して多くはない。申（2011）や雍（2011）などにおいて再分配は所得格差を改善できるが、実際の効果が限られている、という結論がある。そして、李・趙（2007）では中国における所得格差拡大の政策要因の一つとして所得税の逆効果を累退効果と呼んでいるが、残念ながら具体的な説明がなされていない。一方、2006年と2011年に個人所得税制度が改革されているが、それが果たして税務当局が示すように高所得者への税負担を重くしているか、また基礎控除額の引き上げや税率の改定などによって、所得格差がどう変わったのか、これらの問題に対する緻密な解明や説得力ある検証は決して十分とは言えないのが現状である。

このような状況を踏まえ、本稿では、中国国家统计局によって公式発表されている国民消費関連の統計資料を用いて、所得再分配という視点から、これまで数回にわたり改定が行われてきた中国の個人所得税制度が果たしてこうした拡大しつつある所得格差問題を解決するうえで有効かどうかについて考察したい。

具体的に、まず第1部においては中国の個人所得税制度の確立と変遷について述べ、続いて

第2部においては本稿の分析に用いる都市住民の収入関連のデータ及び格差の指標について述べたうえで、第3部において公式な統計データに基づいて計算した結果について分析を行い、個人所得税制度ならびにその改定が所得分配の結果に与える影響を数値的に捉える。なお、農村住民に対する所得税制度の影響がほとんどないと見られていることから、本稿では分析の対象を都市住民だけに限定した。

I 中国の個人所得税制度

1 中国の税制

中国では1994年に「分税制」と呼ばれる税制改革を行い、中央財政と地方財政を明確に区分し、各々の財政を確立してきた。現在の中国の租税は国内増殖税、輸入増殖税、国内消費税、輸入消費税、営業税、企業所得税（法人税）、個人所得税、資源税、都市維持建設税、家屋不動産税、印紙税、証券取引印紙税、都市土地使用税、土地増殖税、車両船舶税、船舶重量税、車両購入税、関税、耕地占有税、契税、煙草税、輸出還付増殖税・消費税、その他という20余りの税目で中央財政と地方財政との二つのチャンネルで徴収されている。

表 1-a 中国の税收構成の推移 (%)

	2002年	2005年	2010年	2011年	2012年	2013年
各種税收合計	100	100	100	100	100	100
国内増殖税	35.0	37.5	28.8	27.0	26.3	26.1
国内消費税	5.9	5.7	8.3	7.7	7.8	7.4
輸入増殖税・消費税	10.7	14.6	14.3	15.1	14.7	12.7
輸出還付増殖税・消費税	-6.5	-14.1	-10.0	-10.3	-10.4	-9.5
営業税	13.9	14.7	15.2	15.2	15.7	15.6
関税	4.0	3.7	2.8	2.9	2.8	2.4
企業所得税	17.5	18.6	17.5	18.7	19.5	20.3
個人所得税	6.9	7.3	6.6	6.7	5.8	5.9
合計	87.4	88.0	83.6	83.2	82.2	80.8

表 1-b 中国主要税收の対前年度伸び率

	2002年	2005年	2010年	2011年	2012年	2013年
各種税收合計	13.2	16	18.7	18.4	10.8	9
国内増殖税	13.3	16.4	12.4	13.1	8.1	8.3
国内消費税	11.1	8.1	21.6	12.5	11.9	4.3
輸入増殖税・消費税	-	12.1	26.3	22.6	8.4	-5.7
輸出還付増殖税・消費税	193.9	14.0	11.5	20.4	11.7	0.9
営業税	15.8	15.4	19.2	18.4	13.1	8.6
関税	-19.3	2.1	26.8	20.8	8.1	-5.8
企業所得税	14.7	25.9	10.2	23.4	14.7	12.4
個人所得税	17.9	17.1	18.4	20.1	-4.0	10.9

データ出所：『中国統計年鑑』各年度版より整理

ちなみに、日本で馴染みの相続税や贈与税、住民税、事業税などは中国においてはまだ存在しないのである。

表 1 は近年の中国における各種租税収入の全体に占める比率及びその対前年度の伸び率の推移を示したものである(表 1 を参照)。表 1-a から分かるように、主要流通課税(増殖税、消費税、営業税、関税)と所得課税(企業所得税、個人所得税)の租税税目に占める割合が 2002 年から緩やかに低下しているものの依然 80%という高い水準にあり、市場経済が進みながらも資産課税などが全体に占める割合が 2 割に満たないということが明白である。

さらに、個人所得税と企業所得税を合わせた直接税の割合について考えると、年度によって若干の上下があるとはいえ、総じて 25%というかなり低い状況にあることが分かる。先進国における直接税と間接税の比率すなわち直間比率はそれぞれ 70 : 30 (日本)、77 : 23 (アメリカ)、57 : 43 (イギリス)、52 : 48 (ドイツ)、54 : 46 (フランス)である(2012 年、財務省 HP より)ことを考慮すると、中国では直接税の割合が低く、間接税が税収システムを特徴づけていることが明らかである。

ゆえに、中国の税制は全般的に、所得の高い人にできる限り税金を多く負担してもらうという「垂直的公平」を図ることが難しく、逆に所得の高低に関係なく一律負担するような間接税の割合が高いため、税負担の転嫁が水平的に実現しやすく、後述のように格差を是正するどころか、むしろ低所得者に重い税負担を強いてしまう恐れすらある。所得・消費・資産の税収に占める所得課税の 2012 年の構成比から見ても、アメリカ 61.7%、日本 53.2%、ドイツ 49.3%、イギリス 44.0%、フランス 37.8%、韓国 39.7%、といずれも中国の 25.3%より顕著に高く、国家税収を通して企業や個人の所得を再分配できる力が強いことを示唆している。主要先進国における個人所得課税の税収に占める構成比がアメリカ 48.5%、ドイツ 41.5%、イギリス 34.0%、フランス 28.8%、日本 31.8%、韓国 19.9% (数値はいずれも 2012 年)という数値に比べると、中国の個人所得税構成比が 6%以下にあることは、多くの研究において個人所得税による所得分配への効果が期待できないという悲観的な結論しか出なかった一因とも考えられる。

一方、表 1-b にあるこれらの主要税目の対前年度の伸び率においては、輸出入関連を除けば、ほぼ 2 ケタの増加が見られる。GDP の成長が 8%前後ということを見ると、この激しい伸びが驚くものと言わざるを得ないであろう。また、このことから、中国における税徴収システムや徴収方法に改善の余地があることも窺わせる。

このように、中国現在の租税システムは流通税が中心的内容で、所得・資産課税の構成比が非常に低く、間接税の比率が圧倒的に高いうえ、徴収方法にも不備が見られるわけである。

2 個人所得税制度の確立と変遷

個人所得税とは、個人の所得に対して国家が徴収する税金のことで、国家税収源の一つであると同時に、個人の可処分所得を調整する役割を果たしている。

中国の個人所得税制度は改革開放初期の 1980 年 9 月の第 8 次全国人民代表大会第 3 回会議において『中華人民共和国個人所得税法』として立法されたが、当初の国内個人所得が控除額をはるかに下回っていたため、実質的に個人所得税法はおもに外国企業または外国人に対する税制であった。その後、1990 年代のさらなる改革開放の推進と飛躍的経済成長の背景を受け、1993 年 10 月 31 日第 8 次全国人民代表大会常務委員会第 4 回会議において第 1 回の修正が決定され、それまでの旧個人所得税・個人収入調節税・都市個人商工業者所得税という三つの所得税関連法規を一本化し、外国人のみならず中国国民も含めた一般的な自然人である個人の所得に対して累進課税する統一的な税体系が確立された。

1999 年 8 月 30 日第 9 次全国人民代表大会常務委員会第 11 回会議にて第 2 回の修正決定が

承認された。

2005年10月27日第10次全国人民代表大会常務委員会第18回会議にて第3回の修正決定が承認された。2006年1月1日からの施行をめどに、控除額を800元から1600減へ引き上げ、それまで地域別に認められてきた独自の控除額も実質的に廃止され、全国共通した控除基準となった。

さらに、2007年6月29日第10次全国人民代表大会常務委員会第28回会議と12月29日同第31回会議にて第4回と第5回の修正決定が承認され、2008年3月1日より施行の給与所得控除額が1600元から2000減へと引き上げられた。

2011年6月30日第11次全国人民代表大会常務委員会第21回会議にて第6回の修正決定が承認された。給与所得の控除額を3500元へ引き上げるほか、課税区分を9つの級から7つへ変え、最低税率も5%から3%へ下げるなど大幅な改定が行われ、9月1日より施行された。

表 2-a 給与所得適用税率表

(旧) 基礎控除：2000 元			(新) 基礎控除：3500 元		
等級	課税所得区分 (元)	税率	等級	課税所得区分 (元)	税率
1	～ 500	5%	1	～ 1,500	3%
2	500 ～ 2,000	10%	2	1,500 ～ 4,500	10%
3	2,000 ～ 5,000	15%			
4	5,000 ～ 20,000	20%	3	4,500 ～ 9,000	20%
5	20,000 ～ 40,000	25%	4	9,000 ～ 35,000	25%
6	40,000 ～ 60,000	30%	5	35,000 ～ 55,000	30%
7	60,000 ～ 80,000	35%	6	55,000 ～ 80,000	35%
8	80,000 ～ 100,000	40%	7	80,000 ～	45%
9	100,000 ～	45%			

表 2-b 個人経営所得など税率表

等級	課税所得区分 (元)	税率
1	～ 15,000	5%
2	15,000 ～ 30,000	10%
3	30,000 ～ 60,000	20%
4	60,000 ～ 100,000	30%
5	100,000 ～	35%

課税所得＝年収入－仕入原価－費用－損失

表 2-c 役務報酬税率表

等級	課税所得区分 (元)	税率
1	～ 20000	20%
2	20000 ～ 50000	30%
3	50000 ～	40%

課税所得＝収入－控除額

出所：『中華人民共和国税法施行細則』などより整理

3 中国個人所得税の特徴

現在、中国の個人所得税の課税所得として、次の11種類の所得がある。

- ① 賃金給与所得 (表 2-a 適用、税率 3～45%)
- ② 個人工商業者生産経営所得 (表 2-b 適用、税率 3～35%)
- ③ 経営請負所得・リース・賃貸所得 (表 2-b 適用、税率 3～35%。ただし、経営成果に対して所有権がある場合は表 2-a 適用)
- ④ 役務報酬所得 (表 2-c 適用、税率 20～40%、控除額は報酬額の 2 割。ただし、報酬額が

2 万元未満の場合は一律 4000 元控除)

- ⑤ 原稿報酬所得（税率 20%。ただし、30%の減額が適用される）
- ⑥ 特許権使用料所得（税率 20%）
- ⑦ 利息所得・配当所得・利益配当所得（税率 20%。ただし、株式の場合は現在免除中）
- ⑧ 財産賃貸所得（税率 20%。ただし、自己所有住宅は 10%の減額が適用される）
- ⑨ 財産譲渡所得（税率 20%）
- ⑩ 一時所得（税率 20%）
- ⑪ その他の所得（税率 20%）

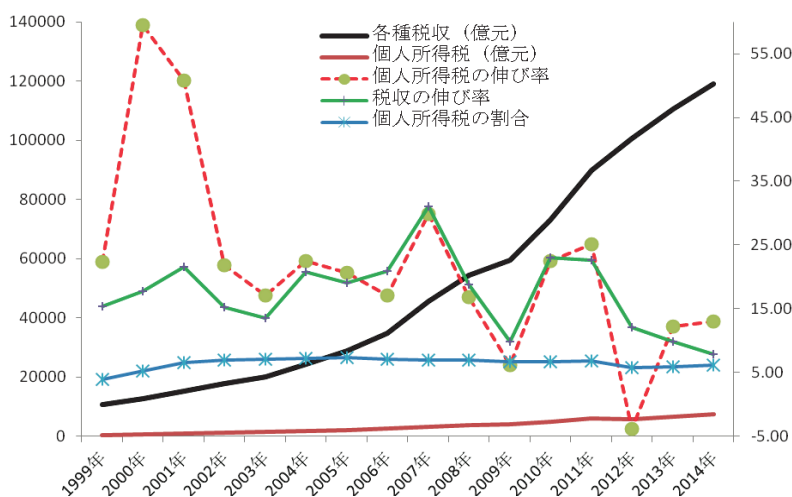
上記の課税所得のうち、個人経営している個人工商業者の生産経営所得②を除く 10 種類の所得については、所得の支払者に対して源泉徴収義務が課せられている。原則として、すべての所得者が税務署に対して自己申告が可能であるが、自己申告の義務を負うのは、①年間所得が 12 万元以上の場合、②中国国内の 2 箇所または 2 箇所以上から賃金給与所得を取得する場合、③中国国外から所得を取得する場合、④課税所得を取得し、源泉徴収義務者がいない場合、⑤国務院が規定するその他の状況、という特殊なケースのみである。

日本の個人所得税と比べると、主に次の相違点または特徴を挙げることができる。

- (1) 総合課税ではなく、分離課税である。上記 11 種類の所得に区分してそれぞれ異なる税率が適用される。
- (2) ②と③の個人経営所得については発生した経費の控除が認められるが、給与所得は基礎控除（2011 年 9 月 1 日以後は 3500 元）と社会保障負担分のみ課税所得の計算時に引かれる。また、一時所得については収入の 2 割程度が経費として引かれ、つまり一時所得の 8 割相当の金額が課税対象になる。
- (3) 原則として所得が入る都度（毎月）に源泉徴収され、年末調整は行われないが、②と③の個人経営所得に関しては、年間所得で計算され、年末調整(還付)も可能である。

前述のように、個人所得税による財政収入は各種税収に占める割合は 6%ぐらいで、GDP に対する割合は 1.1%前後と、日本に比べてかなり低いのである。しかし、1999 年以降の中国における税収及び個人所得税の前年比増加率を見てみると、かなり激しい変動をしながら高い伸びをしていることが分かる（図 1 を参照）。

図 1 中国における税収・個人所得税の推移



出所：『中国統計年鑑』各年度版より整理作成

図1が示すように、各種税収の伸び率が8%~31%と毎年上下しながら15%台の増加を遂げてきた一方、個人所得税も税制改革によるマイナスの影響をクリアし、見事に税収全体と動きを合わせてきた。2006年と2011年の個人所得控除額の上方修正によって、翌年の個人所得税収入の増加が大きく減速したが、その次の年に再び高い伸び率にまで回復している。このことから中国の抱える税徴収制度全般の問題点が窺える。税制度自体に大きな変化が生じていないにもかかわらず、経済成長率以上に、あるいは所得の伸び率以上に税金収入が増加しているということは、納税呼びかけや脱税撲滅などの引き締め策・キャンペーンによる影響とみて良からう。言い換えれば、政府が分配の実態をつかんでいないことに加えて、企業や一般国民の納税意識もそれほど高くないため、税収の基礎となる表面上の所得が激しく変動した結果、図1の示す税収の大きな伸びを作り出したと考えられる。これは中国の税収システムの持っているもう一つの見えざる特徴なのである。

II 使用データと分析方法

1 使用するデータ

中国では50年代からの戸籍制度により国民を都市住民と農村住民に分けてきたが、こうした戸籍上の分断が国民生活の様々な側面に影響を及ぼした。そのため、中国の格差社会を作り出す要因として、都市と農村との間の格差の及ぼす影響は地域間格差以上に大きいものと考えられる。

ただ、前述のように、中国の個人所得税制度による所得調整効果について考える際は、農村住民の所得が所得税法の定める基礎控除額に及ばないため課税所得がゼロであることと、課税前後の所得データも実際把握されていないことを考慮して、以下では都市住民だけを取り上げて分析の対象とする。

さらに、沿海地域と内陸部、各省・区間の地域格差も大きな問題であるが、現行の中国の個人所得税制度では全国一律税率をとっているため、所得税による再分配効果について考える場合、地域というパラメータも捨象できるものとする。

よって、本稿の分析に用いるデータは所得の高さによってグループ分けされた都市住民の全国ベースの2002年から2013年までの時系列所得となる。

中国の国家統計資料では、都市住民を所得の低いほうから十分位階級（調査の対象となる都市住民世帯を所得の低いほうから順次並べて、さらにそれを10%ずつ均等に分けた場合の世帯グループ）と五分位階級（同様の方法で均等に20%ずつ分けた場合の世帯グループ）が併用されているが、加工せずに直接利用可能なデータは以下の8グループのみである。

貧困層： 所得が最も低い最下位5%の世帯で、分配所得の1.3%以下を得ている。

第1十分位： 所得が最も低く最下位10%にある世帯で、全体の約3%の所得を得ている。

第2十分位： 所得がやや低い下位10%の世帯で、全体から4.5%前後の所得を得ている。

第2五分位： 所得が中間より低い下位20%の世帯で、全体の約12.5%の所得を得ている。

第3五分位： 所得が中間レベルにある20%の世帯で、全体から約17%の所得を得ている。

第4五分位： 所得が中間より高い上位20%の世帯で、全体の23%弱の所得を得ている。

第9十分位： 所得がやや高い上位10%の世帯で、全体所得のおよそ15%を得ている。

第10十分位： 所得が最も高く最上位にある10%の世帯で、全体の25%の所得を得ている。

こうした所得階層区分に基づき、都市住民の所得関連データとして、一人当たり総収入と一

人当たり可処分所得、さらに消費支出額が公表されている。

(1) 総収入

総収入とは、調査期間中において、世帯の全メンバーが得られた賃金収入・経営純収入・財産収入・移転収入の合計である。ただし、利用可能なのは全世帯の項目別時系列データのみで、所得階層別に収入の構成比を考察することができない。

- ① 賃金収入 就業者が労働して獲得した報酬で、主たる勤務先からの給与のほか、兼業収入や臨時の働きによる収入も含まれる。
- ② 経営純収入 世帯のメンバーが生産経営活動に従事することから得られる総収入から仕入れ原価や人件費などのコスト・法人税などを差し引いた後の金額となる。純収入と呼ばれているが、個人所得税は控除されていない。
- ③ 財産収入 世帯所有の預貯金や有価証券などの動産と建物や土地などの不動産からの収入で、主に貸し出しによる利息収入やリースの賃貸収入、株式の配当金、資産運用の収益が含まれる。
- ④ 移転収入 国や政府団体が都市住民世帯に対する各種移転支払いや住民世帯間の譲渡収入のことで、政府から交付される離・退職金や失業給付金、労働災害補償、保険給付、住宅積立給付、世帯間の贈与や扶養費などが含まれる。

厳密に言えば、分離課税においては、上記 4 種類の収入に適用される税率が異なる。例えば賃金収入には表 2-a、経営純収入に対しては表 2-b の税率がそれぞれ適用されることになる。しかし、項目別に利用可能なのは都市住民全世帯のデータしかなく、所得階級別に所得の源泉を区別して異なる税率でシミュレーションを行うことができないため、課税前と課税後の所得を用いて比較を行うことは、先行研究に比べて比較的合理的な選択とも言えよう。

例えば、所得税による中国都市住民所得への再分配効果について計測と分析を行った申 (2011) では、各種社会保険料を給与の 23%として計算したうえ、月給 1500 元から 10000 元の所得者の税負担について基礎控除が引き上げられる前と後の新旧税制の比較を行っているが、すべての所得を給与所得とみなしていることには疑問が残るであろう。また、雍 (2011) において、「就業者一人当たり賃金 = (家計所得 × 世帯人員) / 世帯内就業者数」という計算を使って一人当たり所得を就業者一人当たり「賃金」に換算した上、所得税額と、1998 年～2006 年中国 13 の地域における所得税による再分配の改善率を計算し、ジニ係数の改善率は陝西省と江西省を除けば、4～6%となっているという結論が得られているが、そこにもやはりすべての収入を賃金収入とみなしているし、各種社会保障にかかる控除も考慮していなかった。

(2) 可処分所得

可処分所得とは、世帯が最終消費支出などに自由に使用できる収入のことで、総収入から各種社会保障 (年金保険、医療保険、雇用保険、労災保険、生育保険、住宅積立金) 負担と個人所得税を差し引いた金額に等しい。なお、統計局の定義には調査対象世帯への「記帳手当」も差し引くとあるが、その具体的データがないうえ、所得格差の分析結果に対する影響も小さいことと見て、ここでは論じないことにした。

可処分所得は各世帯が消費支出に使ったり貯金したりする支配可能な所得で、資産形成の源泉ともなっている。

(3) 消費支出

消費支出とは、都市住民が衣食住といった基本生活のための支出をはじめ、教育や文化娯楽、医療保健などへの出費も含まれる。政府公表の数値には具体的に 8 つの項目別の時系列データが各所得階級別に利用可能で、所得格差に影響される都市住民消費生活の特徴を把握することができる。しかし、本稿では主に個人所得税による所得分配への影響について分析するため、参考として消費支出総額だけを用いることとした。

(4) 一人当たり所得税と社会保障負担金

可処分所得の定義より、総所得から税及び各種社会保障負担金を差し引いた金額が可処分所得であるから、

$$\text{一人当たり所得税と社会保障負担金} = \text{一人当たり総所得} - \text{一人当たり可処分所得}$$

一般に、定率税の場合、個人所得税や社会保障負担金が所得に比例するため、上位所得階級と下位所得階級との比率は変わらないが、累進所得税の場合、所得が上がれば上がるほど所得税額が増えるため、高所得階級による負担の低所得者のそれに対する比率が上昇すると考えられる。逆に、もし高所得者の税負担率が低所得者のそれに接近する場合、それは税制改革が所得格差を縮小させているのではなく拡大させていることを意味するのである。

2 分析手法

本稿では、単純比較の手法を用いて、所得階級別の都市住民世帯の一次分配所得（年間総収入）と再分配所得（年間可処分所得）を対象としながらジニ係数を計算し、個人所得税と社会保障制度による再分配の前後における所得格差について分析を行う。

格差を表す指標として、ジニ係数を基本とするが、計算方法に起因する誤差などによる影響を取り除きより有意義な結論を得るために、最上位所得階級と最下位所得階級との相対所得差も計算し、複数の視点から再分配前後の格差について考察する。

(1) ジニ係数

ジニ係数はローレンツ曲線と関連付けて説明されることが多い。観測の対象世帯を所得の低いほうから順に並べた場合、累積世帯比率と累積所得比率をそれぞれ横軸と縦軸に取り所得分布を描いたローレンツ曲線と 45 度線（完全平等線）に囲まれた部分の面積の 2 倍がジニ係数として定義される。つまり、

$$G = 1 - \sum_{i=1}^n (X_i - X_{i-1})(Y_i + Y_{i-1})$$

ただし、 X_i と Y_i はそれぞれ全世帯 n を所得の小さい順から並べた場合の i 番目の世帯までの累積世帯比率と累積所得比率を表す。

一般に、世帯所得は離散した数値ではなく連続した値をとることから、世帯をグループに分けて代表所得（例えば平均値）と対応する世帯の数の組み合わせで所得分布を表すことが多い。本稿で使っている十分位階級区分や五分位階級区分はその代表的な扱い方と言えよう。

また、五分位階級や十分位階級のように全世帯を均等に分けた場合、ジニ係数は次の式からも計算できる。

$$g = \frac{1}{2n^2 \bar{y}} \sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^n |y_i - y_j| = \frac{1}{2n \sum_{i=1}^n y_i} \sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^n |y_i - y_j|$$

ここで、 y_i は世帯を n 等分した場合の下から i 番目の階級の平均所得を表す。また、 \bar{y} は全世帯の平均所得である。 $\frac{1}{n^2} \sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^n |y_i - y_j|$ が平均差であるということを考えると、ジニ係数は

所得のばらつきを表す平均差を平均所得を用いて相対化したものにほかならない。

もちろん、上記の二つの計算式は数学的に同じ内容となっていることは言うまでもない。ただし、世帯を均等に分けた場合の階級別所得の代表値が実際の所得から離れるため、階級の

数が少ないほどジニ係数の値が小さくなることも数学的に簡単に推察できるのであろう。

さらに、五分位階級の場合、上記平均差の式を具体的に計算して整理すると、次の計算式が得られる。

$$g = \frac{1}{2 \cdot 5^2 \bar{y}} (4y_5 + 2y_4 + 0 \cdot y_3 - 2y_2 - 4y_1) = \frac{1}{5} \cdot \frac{2(y_5 - y_1) + (y_4 - y_2)}{y_1 + y_2 + y_3 + y_4 + y_5}$$

この式は、ジニ係数が上位グループと下位グループとの平均所得の差によって決定されるが、最上位階級と最下位階級との差が、上位階級と下位階級との差の2倍ほどジニ係数の大きさに寄与するというを意味し、次項の相対所得差が所得格差をシンプルに反映できる根拠をも示している。

(2) 相対所得差

これは主として、最上位階級の最下位階級に対する所得倍率を求めて比較するものである。一般に、最上位10%階級の平均所得の最下位10%階級に対する倍率と、最上位20%階級の平均所得の最下位20%階級に対する倍率とが使われる。

ジニ係数に比べて、これらの倍率をもっと直観的に所得の格差を示すことができ、しかも分かりやすい。ゆえに、ジニ係数による比較を行うとき、これらの簡易指標を補完的に用いることができる。

(3) MT 指数

MT 指数は個人所得税の再分配効果を示すために、Musgrave と Thin によって1948年に提出された。簡単に言うと、MT 指数は課税前所得と課税後所得によるジニ係数の差である。すなわち

$$MT = G_A - G_B$$

ここで、 G_A と G_B はそれぞれ個人所得税が課される前と課された後の所得によるジニ係数である。明らかに、個人所得税が所得格差を改善することができた場合、 G_A が G_B より小さくなり、MT 指数が負の結果となる。逆に、もし G_A が G_B より大きくなり、MT 指数がプラスの値となった場合は、個人所得税によってジニ係数が大きくなり、李・趙 (2007) の主張する「逆効果」が認められる。

ちなみに、徐・馬・李 (2013) では、1997～2009年のCHIPS (中国家庭計所得プロジェクト調査: The Chinese Household Income Project Survey) の個票データを使い、全国16の地域の都市住民の所得についてMT 指数などを計算したうえ、個人所得税が所得分配をさらに悪化させたと指摘しながらも、個人所得税の改革による「累進性」——李の主張する累退性ではないことに注意しよう——が高まっている、との結論が出されている。

(4) 改善度

ジニ係数、相対所得差、MT 指数の変化率を計算して、時系列における個人所得税課税前と課税後の所得格差が縮小する傾向にあるか、それとも拡大傾向にあるかを考察する。

例えば、ジニ係数を基準として個人所得税などによる所得格差への改善効果は次の式によって計算される。

$$c = \frac{G_A - G_B}{G_B} \times 100\% = \frac{MT}{G_B} \times 100\%$$

改善度 c は、プラスなら再分配政策による改悪効果、マイナスなら再分配政策による改善効

果をそれぞれ表すが、数値（絶対値）が大きいほど都市住民の所得格差に対する改善（または改悪）の度合いも大きい、ということの意味する。

言うまでもないが、（2）の相対所得差に基づく改善度の計算結果も同様な説得力があるであろう。

Ⅲ 計算結果に基づく分析

1 ジニ係数の計算結果

まず、2002～2012年中国都市住民所得階級別の総所得・可処分所得・消費支出を用いてジニ係数を計算してみたが、その結果は図2に示されたものである（図2を参照）。

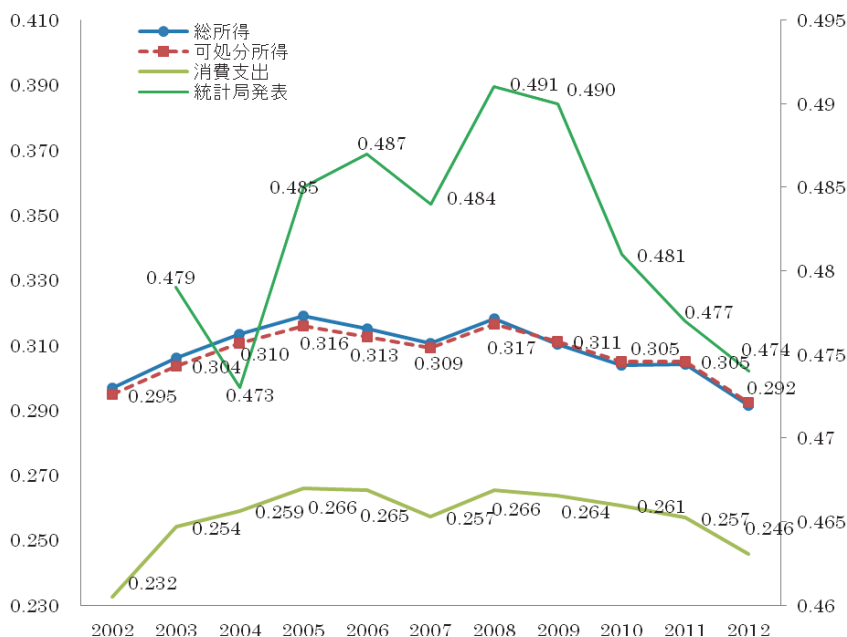


図2 ジニ係数の計算結果

一般的に、所得格差の拡大と経済成長の関係については、経済学ではクズネッツの逆U字仮説がよく知られている。この仮説によれば、経済発展の初期段階においては所得分配の不平等度が工業化や都市化の進展に伴い拡大するが、ある所得水準で不平等度がピークレベルに達した後においては、経済が発展するにつれ、所得分配の不平等度が縮小し格差が縮まるといふ。つまり、一人当たりGDPの増加や産業構造の農業から工業へのシフトや都市規模の拡大などの経済発展過程を示す時間を横軸にとり、所得分配における格差の度合いを示すジニ係数を縦軸にとった場合、ジニ係数の推移が逆U字の曲線を呈するということである。

図2から、2002～2012年期間における中国都市住民の所得格差を表すジニ係数が逆U字をたどって変化していたことが分かる。総所得・可処分所得・消費支出のいずれにおいても、2006年まで格差が拡大傾向にあったが、2008年に最大の値を記録した後、ほぼ一貫して縮小に転じ

ていることが分かる。これは国家統計局の公表したこの期間の全国住民の所得格差を表すジニ係数の変化と一致した結果でもある。ただし、国家統計局公表の2003～2012年ジニ係数には都市住民のみならず、農村住民をも含めた全国住民の所得データが使われているため、都市住民だけを計測対象とした筆者の計算より高い結果になっていることに留意する必要がある。また、ここからは同時に、都市住民と農村住民との間の所得格差がいかに大きいものを窺うこともできよう。

一方、消費支出をもとに計算したジニ係数はさらに低い数値となっており、都市住民全体における所得階級間の支出格差が所得の格差よりはるかに小さい結果となっていることが分かる。可処分所得と消費支出との差が貯蓄に等しいということを考えると、都市住民の所得階級間の貯蓄格差が大きく、資産の形成や運用、さらにそこから生むであろう資産収益の格差も大きいと推察できよう。

2 再分配による改善度

再分配前の総所得と再分配後の可処分所得のジニ係数は、残念ながら統計局の公式データからは0.3前後の非常にセーフな数値結果となっている(図2と図3にある数値を参照)。しかし、再分配前後の所得格差を示すジニ係数から驚くべき事実が窺える。

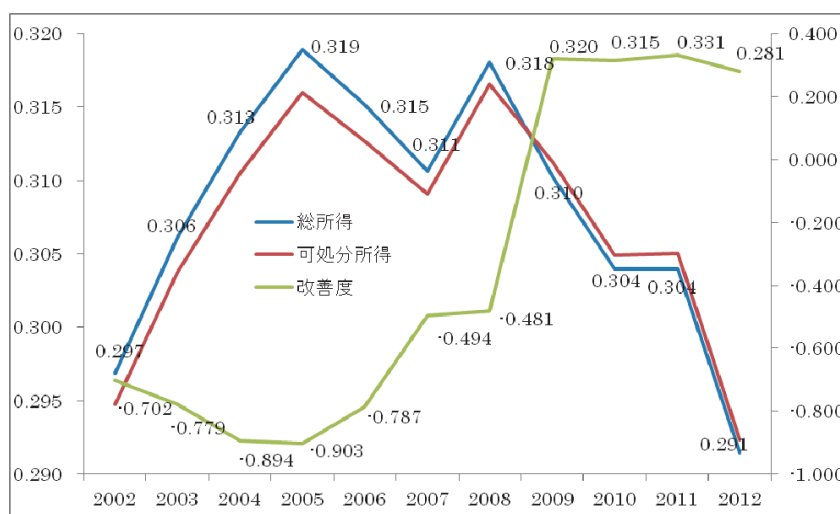


図3 再分配前後のジニ係数(再掲)・改善度

図3は図2の総所得(再分配前所得)と可処分所得(再分配後所得)とによるジニ係数を再掲しながら、再分配による改善度もグラフに示した。図から分かるように、2008年までは所得格差が拡大しつつも、可処分所得に見られる格差の数値が総所得のそれより小さく、個人所得税と社会保障による再分配システムが顕著ではないながらも機能していたが、2008年以降は可処分所得で計算したジニ係数が総所得のそれを上回っており、再分配システムが都市住民全体の所得格差を縮めるどころかむしろ一貫して拡大させてしまっている。ジニ係数で計算した改善度の推移を眺めると、2002年から2005年まで、再分配により都市住民の所得格差は0.7%から0.9%までの改善が見られるが、2006年から改善の程度が低下し、つい2008年を境に、改善から改悪へと転じていることが分かる。すなわち、2008年以降は、個人所得税と社会保障システム自体が、都市住民の所得格差を生み出す新たな原因の一つとなっているのである。こ

これは李・趙（2007）の指摘する再分配による逆調節効果と一致している。

しかし、注意しなければならないのは、都市住民の可処分所得における格差が 2008 年以來継続的に再分配前所得の格差より大きくなっていることである。再分配システムをきちんと機能させるためには、個人所得税制度と社会保障制度の抜本的な見直しや改革をしなければならないように思われる。

3 その他の計算結果

五分位階級所得のジニ係数を計算して比較するほかに、最上位階級の最下位階級に対する所得倍率を計算し、再分配による効果について計測したところ、図 4 に示すような結果となっている（図 4 を参照）。

図 4-a は最下位 20% 世帯に対する最上位 20% 世帯の一人当たり課税前総所得と課税後可処分所得の倍率の推移を、そして図 4-b は同最上位 10% 世帯と最下位 10% 世帯との格差の推移をそれぞれ示したものである。前項のジニ係数の推移と完全に合致した動きを呈しているが、最上位 10% 階級と最下位 10% 階級との間の格差に対する 2008 年以降の再分配による逆調節効果が特に大きいことが窺える。これは再分配を通じて、所得分配の両極端におかれている世帯の平均所得がますます広がっていることを意味していると解釈できる。

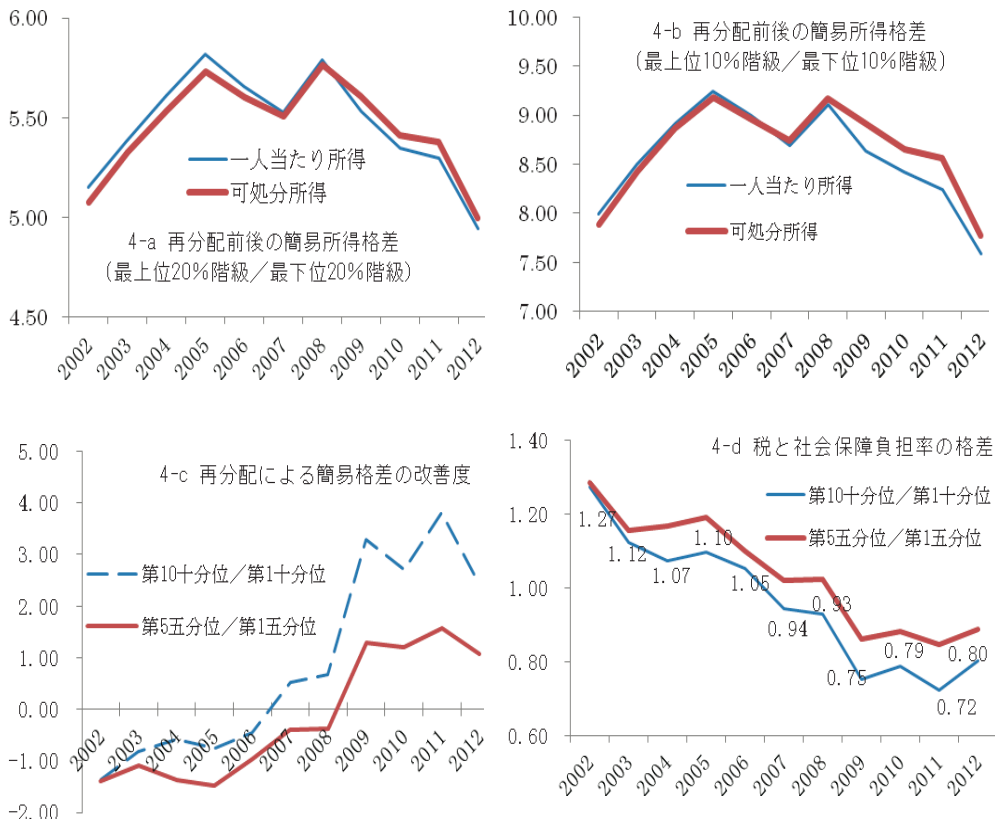


図 4 その他の計算結果に見る格差の変化と改善度

図 4-c には、階級間平均所得比率による簡易格差尺度の再分配による改善度が示されているが、個人所得税と社会保障などによって、高所得階級と低所得階級との格差がますます広げさせられたことが読み取れる。また、再分配による逆調節もしくは改悪度は、十分位階級が五分位階級に比べさらに顕著であることも分かる。

一方、一人当たり所得税と社会保障負担金における格差を見ると、所得上位階級の低位階級に対する負担の倍率が年々相対的に低下していることが分かる。具体的に、2002 年ごろ最上位 10%階級の負担する個人所得税と各種社会保障金の所得に対する割合は最下位 10%階級の約 1.27 倍であったが、2011 年にその差が 0.72 まで縮まっている。言い換えれば、中国では、高所得者と低所得者の負担する所得税や各種社会保障金がその所得に対する比率は、税制度の改革とほとんど無関係に、年を追うごとに接近しつつあるのである。

言うまでもなく、本来なら、再分配による上位・下位間の所得倍率が低下傾向を、税と社会保障負担金比率が増加傾向を、それぞれ呈していなければならない。しかし、中国政府の公表した全国都市住民の平均所得データからはむしろ、「累退」と呼ぶにふさわしい全く逆の光景が見られてしまっているのである。

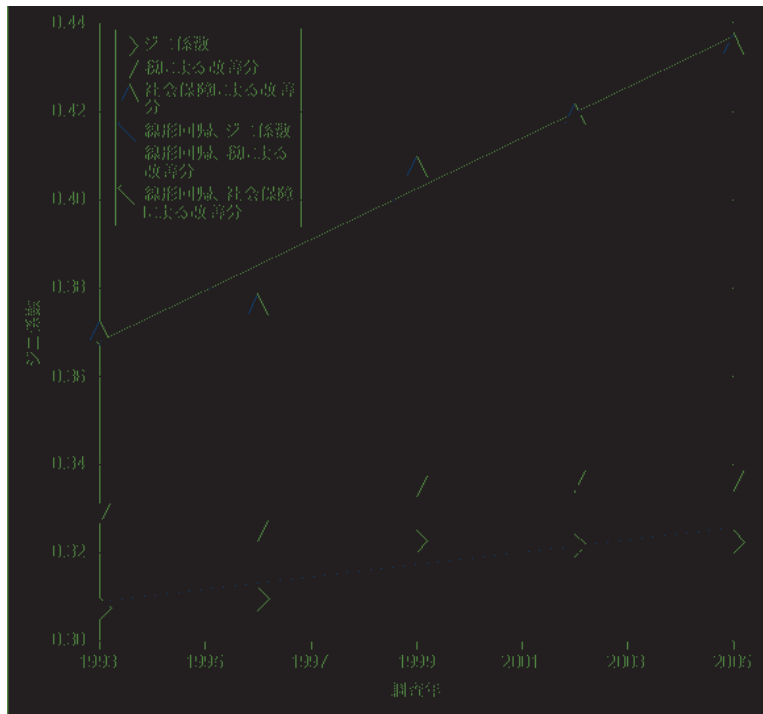


図5 日本におけるジニ係数の推移と再分配の調整効果 (厚労省発表資料より引用)

もっとも、経済発展の過程で格差の拡大が生じることはあっても、そうした格差の拡大が努力のインセンティブを阻害しない範囲で所得再分配により抑制されることは、社会の安定に寄与していると考えられる。日本や北欧諸国では、経常移転 (課税や社会保障などの政府から家計への移転部分) が行われる前と行われた後の所得で捉えた格差指標を比較してみると、格差が相当程度で緩和され、所得再分配効果が強く現れていることが明白である。

図 5 は、厚生労働省が平成 17 年度所得再分配調査の結果から計算した日本のジニ係数の 1993~2005 年期間の推移である。図にある赤線 (最下方にある) は「直接税、社会保障給付

金、現物支給」の再分配を考慮した所得のジニ係数、青線（中間にある少し緩やかな直線）は「社会保障給付金、現物支給」の再分配を考慮した所得のジニ係数を、そして緑線（上方にある少し急な直線）は当初所得のジニ係数を、それぞれ表しているが、バブル崩壊後の所得格差が急速な拡大を見せていることと社会保障・税による改善効果が顕著であることが窺える。再分配前所得のジニ係数が年を追うごとに急伸しているのに対して、再分配後所得のジニ係数が大きく低下しているだけでなく、調整効果が年々著しくなっていることも併せて図から確認できるのである。

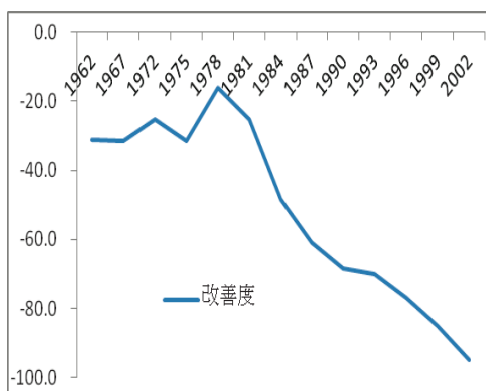


図 6 日本における格差の改善度

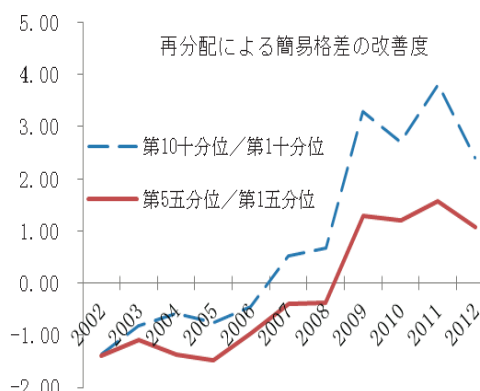


図 4-c 中国の格差改善度（再掲）

図 6 は日本における最上位 20%階級と最下位 20%階級との間の所得格差（倍率）に対する再分配政策などによる調整効果を示したものである。比較するために、前掲の中国都市住民のそれを示す図 4-c も並べておいた。

明らかに、所得税と各種社会保障などによる再分配効果は日本と中国とでは逆転していることが分かる。もちろん、日本では各種給付による改善への寄与も考慮しなければならないが、それにしても、中国における再分配による改善度は程度が軽いとか効果が顕著でないとかのではなく、再分配がかえって格差をますます拡大させているという真逆の動きは非常に意味が深い。

4 再分配による所得の変化

表 3 は、個人所得税や各種社会保障負担金を控除した後の都市住民一人当たりの可処分所得の全可処分所得に占める割合を、再分配前の一人当たり所得の全都市住民総所得に占める割合からの変化率を計算して示したものである。それぞれの数値はいわば、再分配を通じて、各所得階級の平均所得が全体所得のパイに占める比率が再分配前に比べてどう変わったのか、というそれぞれの経済地位変化を表す指標となっている。

明らかに、五分位階級の最下位にある最低所得階級の平均可処分所得の所得全体に占める比率が再分配前に比べ、2002 年から 2006 年までは上昇していたが、2007 年以降は 1%前後低下している。これとは対照的に、最上位 20%の最高所得階級の平均可処分所得の都市住民可処分所得全体に占める割合が再分配前に比べ、2002 年から 2008 年までは低下していたが、2009 年以降は年々上昇傾向にある。言い換えれば、個人所得税と各種社会保障の再分配プロセスを経て、再分配前所得比率の低い階級がより高くなり、高かった階級が低く調整されるべきところを、中国では、2008 年を境に、富裕層がますますより多くの所得が得られるようになる一方、

貧困層などが日々取り残され相対的にもっと貧しくなる、という不思議な現象が中国都市住民の所得統計に現れているのである。

表 3 再分配による所得構成の変化

	最低所得	低所得	中所得	高所得	最高所得
2002年	1.12	0.52	0.09	-0.22	-0.29
2003年	0.66	0.81	0.42	-0.19	-0.43
2004年	0.76	0.85	0.41	0.12	-0.62
2005年	0.91	0.93	0.34	0.06	-0.59
2006年	0.40	0.87	0.55	0.02	-0.55
2007年	-0.06	0.62	0.37	0.22	-0.45
2008年	-0.08	0.52	0.50	0.23	-0.46
2009年	-1.21	-0.02	0.28	0.10	0.06
2010年	-1.11	0.05	0.17	0.08	0.08
2011年	-1.44	0.35	0.21	-0.06	0.11
2012年	-0.95	0.09	0.28	-0.14	0.12

おわりに

本稿では中国国家统计局によって公表された都市住民五分位階級の所得データをメインとして用いながら、一人当たり総所得を再分配前所得、平均可処分所得を再分配後所得として、都市住民内部の所得格差について計算し、個人所得税改革による所得格差への影響について分析してみたが、その結果、現行の個人所得税は中国国家財政収入の一部として機能しているだけに過ぎず、個人所得税と社会保障による再分配システムが都市住民の所得分配を改善するどころか、むしろ格差をより大きくしているという衝撃的な結論が得られた。

まず、2008年まで拡大を続けてきた所得格差が全般的にそれ以降縮小傾向に転じ逆U字を呈しているものの、再分配後所得の格差が2008年を境に、再分配前所得よりさらに不平等になっていることがジニ係数の計算結果から明らかになった。

そして、最上位所得対最下位所得の倍率も、再分配を通じて相対的に縮まったのではなく、ますます広がりを見せており、所得分配における二極化が再分配によって一層進むような悪化現象が起きていると考えられる。

また、個人所得税制度が幾度の改正が行われているにもかかわらず、税と社会保障負担金の所得に対する割合は、上位所得階級が下位所得階級に対して相対的に低くなっており、累進所得税による「累退」的再分配効果が窺える。

さらに、2008年以降において、再分配によって最下位所得階級の相対的分け前が一層少なくなる一方、最上位所得階級の相対所得比率が年々上昇し、格差をますます拡大させていることが見られた。

もちろん、中国の統計情報への信憑性などの見地から、これらの結論は必ずしも完全に中国都市住民における所得分配・再分配の実態を反映できるとは限らないという疑問も残るかもしれない。しかし、仮にそうだとしたら、何十年もわたって築いてきた国家統計システムにおいて毎年6万世帯以上の都市住民を絡みこんで繰り広げている国民生活調査はいったい何なので

あろうか。

2012年時点では、中国の各種税収はおよそ日本の2.2倍になっている。世界第二の経済力を持つ巨大国家の今後の安定した発展のためには、統計システムへの疑問だけではなく、浮き沈みの激しい税収成長に映る徴税納税にかかわる諸問題、そして個人所得税や社会保障制度の再分配機能の欠如、これらはいずれも早急に解決しなければならないように思われる。真に再分配機能を果たすことのできる個人所得税と社会保障制度が確立されて、はじめて中国における財政や社会保障制度改革の成功と言えるのではなかろうか。

参考文献

(日本語)

- 厳善平 (2003) 「中国における経済格差の実態と要因」『桃山学院大学経済経営論集』第44巻第4号, pp. 27-48
- 柯 隆 (2013) 「中国の所得格差の拡大とジニ係数」富士通総研トピックス 2013年2月8日
- 申雪梅 (2011) 「中国の個人所得税改革」『横浜国際社会科学研究所』第17巻第6号, pp. 135-153
- 雍 焯 (2011) 「中国における所得格差の要因分解と累進所得税・再分配政策の効果」『海外社会保障研究』第177号, pp. 77-92
- 李実・趙人偉 (2007) 「市場化改革と所得格差の拡大」『第22回名古屋大学国際経済政策研究センター・キタン国際学術シンポジウム (2007年10月5日)』

(中国語)

- 陈建东・罗涛・赵艾凤「试析个人所得税对区域间城镇居民收入差距的调节效果」『税务研究』2013年第9期, pp. 43-46
- 李实 (2003) 「中国个人收入分配研究回顾与展望」『经济学(季刊)』2003年第2期, pp. 379-403
- 王小魯 (2014) 「灰色收入与国民收入分配—2013年報告摘要」『王小魯博客』 (<http://wangxiaolu.blog.caixin.com/>) (2015年11月アクセス)
- 王亚芬・肖晓飞・高铁梅「我国收入分配差距及个人所得税调节作用的实证分析」『财贸经济』2007年第4期, pp. 18-23
- 徐建焯・馬光荣・李实 (2013) 「个人所得税改善中国收入分配了吗—基于对1997-2011年微观数据的动态评估」『中国社会科学』2013年第6期, pp. 53-71
- 岳希明・徐静・刘谦 (2012) 「2011年个人所得税改革的收入再分配效应」『经济研究』2012年第9期
- 岳希明・徐静 [2012] 「我国个人所得税的居民收入分配效应」『经济学动态』2012年第6期, pp. 16-25
- 岳希明・李实 「真假基尼系数」『南风窗』2013年第5期, pp. 65-67